

沖縄県立名護商工高等学校

「いじめ・暴力防止基本方針」



1. 「未然防止」

(いじめ・暴力を生まない雰囲気作り)

2. 「早期発見」

(いじめ。暴力の小さな芽を見逃さない)

3. 「迅速対応」

(被害者を徹底的に守り抜く、加害者に毅然とした適切な指導を施し、再発を防ぐ)

沖縄県立名護商工高等学校

いじめ・暴力防止基本方針

1. 基本方針

本校の教育目標は教育基本法に則り、豊かな教養と人間尊重の精神を基盤として、知・徳・体の調和のとれた人格の完成をめざし、勤労と責任を重んじ、忍耐と克己心にとみ、情操豊かで思いやりがあり、互いに協力し合う人間の育成に努めている。

いじめ・暴力問題への対応は、学校教育における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめや暴力防止等についての基本的な考え方や対策等を定めるとともに、それらを推進するための体制について定めるものである。

沖縄県立名護商工高等学校はいじめ・暴力防止基本方針として、常に全校生徒の人格が尊重され、安心・安全に学校生活を送り、生徒一人ひとりが主体と考え、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ・暴力防止に向け、日常の指導体制の整備を図りながら、いじめや暴力の早期発見に取り組むとともに、それを認知した場合は、適切かつ迅速に対応して解決するための「いじめ・暴力防止基本方針」を定める。

2. いじめ・暴力防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・人権・暴力防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、該当担任、生活指導部、教育相談、関係職員（該当科長）

※必要に応じ養護教諭

なお、校長が必要と認めたスクールカウンセラー、外部の専門家などを委員に加えることができる。

(3) 役割

ア 学校いじめ・暴力防止基本方針の策定と周知および点検

イ いじめ・暴力の未然防止と早期発見の推進

ウ いじめ・暴力事態発生時の対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の策定、実施、点検

カ 外部専門家や諸機関との対応

キ いじめ・暴力問題などに関する指導記録の保存と情報提供

ク 個人情報の対外的な取扱いについての協議

ケ その他のいじめ・暴力防止に関する事項と施策の点検

3. いじめの定義

いじめの問題に関する基本的な考え方「いじめ防止対策推進法 第2条」

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、この定義の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人が否定する場合が多々あることや本人が知らないインターネット上のトラブルがあることなどを踏まえ、当該生徒をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの具体的な態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

4. いじめの認識

いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

- ・ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ・ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- ・ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

5. いじめ・暴力防止への基本対応と問題への取組

本校の教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫き、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめ・暴力を許さない生徒の意識を育成しなければならない。そのためには、全教職員が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つ存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという観点から指導しなくてはならない。

(1) 未然防止

いじめ・暴力の問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

① 学校全体で取り組む「いじめ・暴力を許容しない雰囲気」の醸成

ア 授業の充実

(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)

イ HR活動の充実

(朝のSHR等における行動観察・Q-Uアンケートを活用し、生徒理解に努める)

ウ 規範意識の醸成

(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)

エ 情報モラル教育の充実

(ネットの活用モラル等の高揚を図る)

オ 人権意識の高揚

(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

カ 部活動の更なる活性化

(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)

キ 教師の体罰禁止の徹底

(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)

② 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ・暴力防止」の意識高揚

ア 学校行事等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。

イ 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。

- ウ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- エ 平和学習、エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- オ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- カ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

(2) いじめ・暴力等の早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

① 各種アンケートによる実態把握

- ア 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - ・学校評価生徒アンケート
 - ・いじめ・暴力実態調査
- イ 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - ・携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - ・生活実態調査
- ウ 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - ・いじめ、暴力、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

② 日常における教職員の生徒観察

- ア 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- イ 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ウ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- エ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

③ 保護者・関係機関との連携

- ア いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- イ 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ウ PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- エ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

(3) いじめ・暴力等への早期迅速対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織

的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

① 被害者のケア

ア 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。

イ 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

② 加害者の特定及び指導

ア 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。

イ 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。

ウ 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。

エ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。

オ 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

(4) いじめ・暴力等の再発防止対策

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

① 外部関係機関との連携・相談を心がける。

ア 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。

イ 地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

② 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

ア 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。

イ 拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。

ウ 「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

6. いじめの認知と対応についての考え方

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。

(3) インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。

(4) いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。

(5) いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。

(6) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。

7. 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

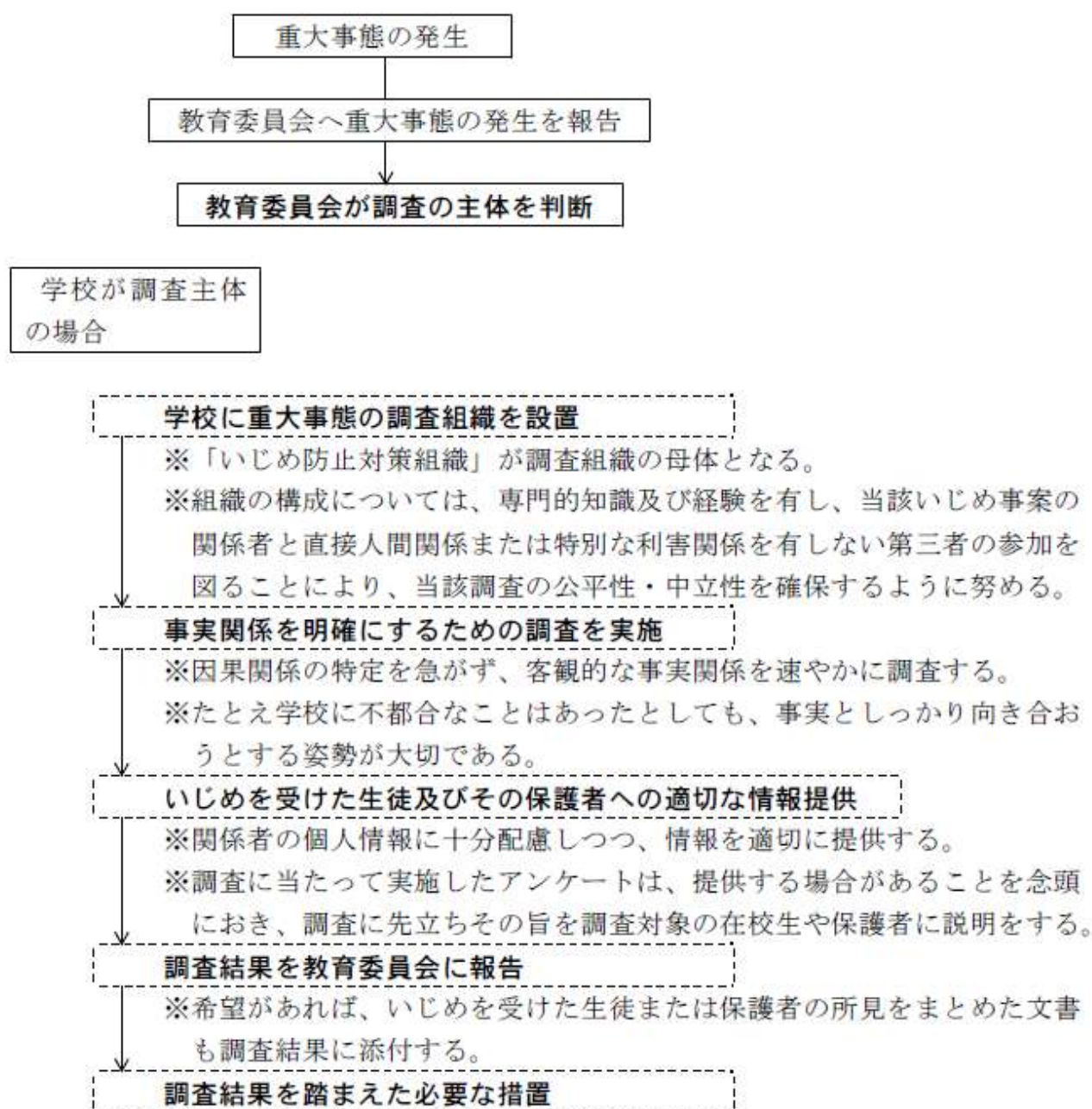
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

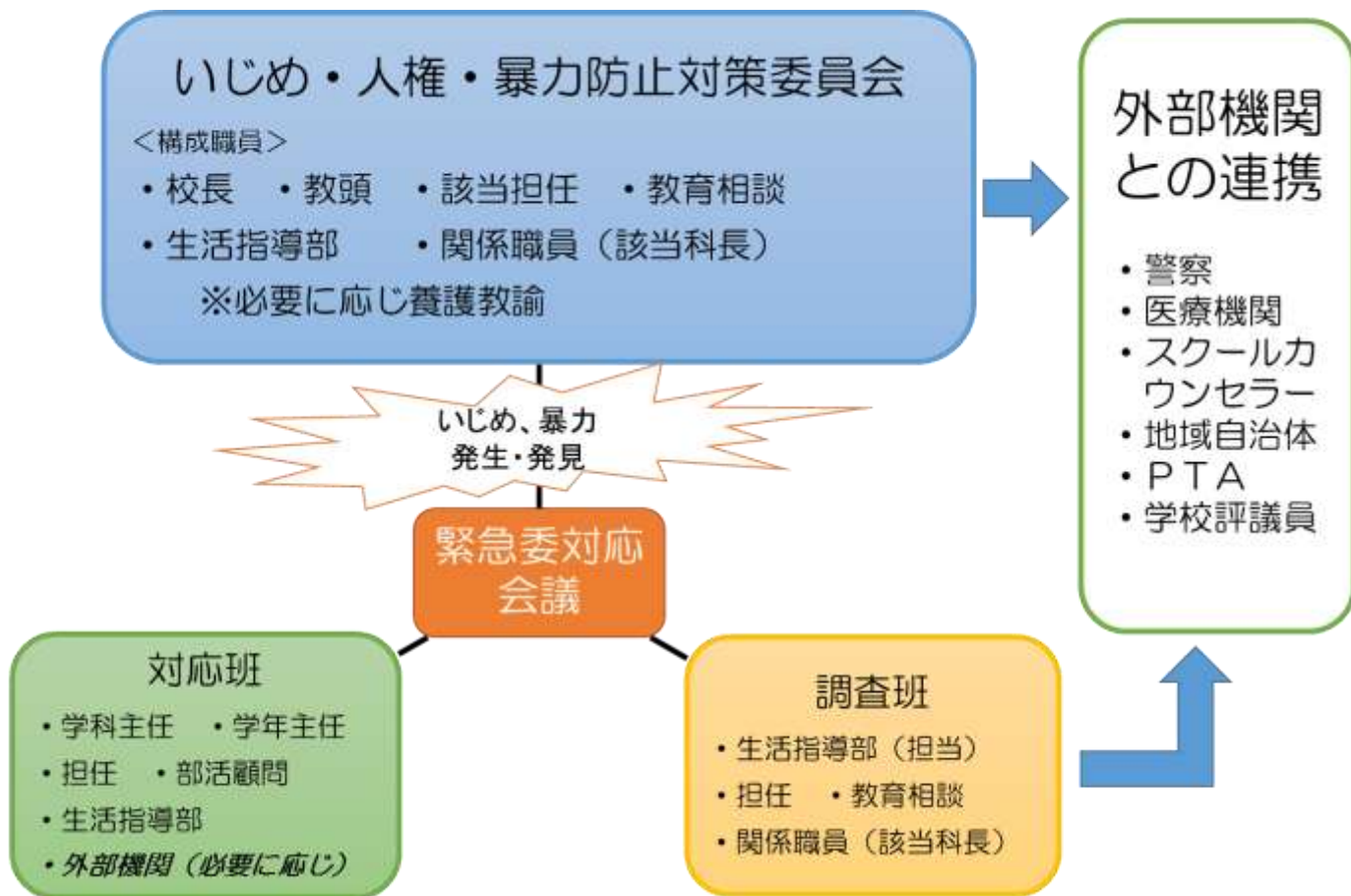
【文部科学省】「重大事態対応フロー図（学校用）」



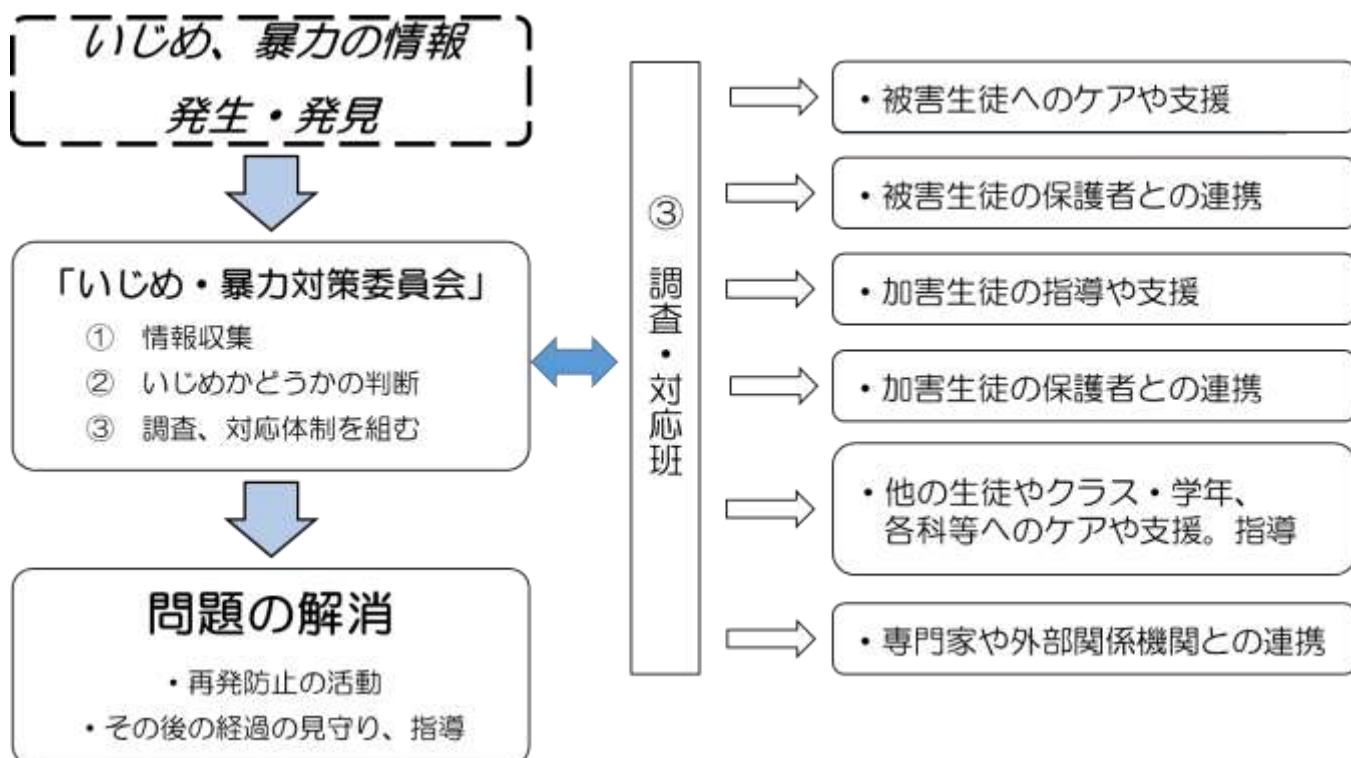
8. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、「いじめ・人権・暴力防止対策委員会」において点検し、必要に応じて見直しを行う。

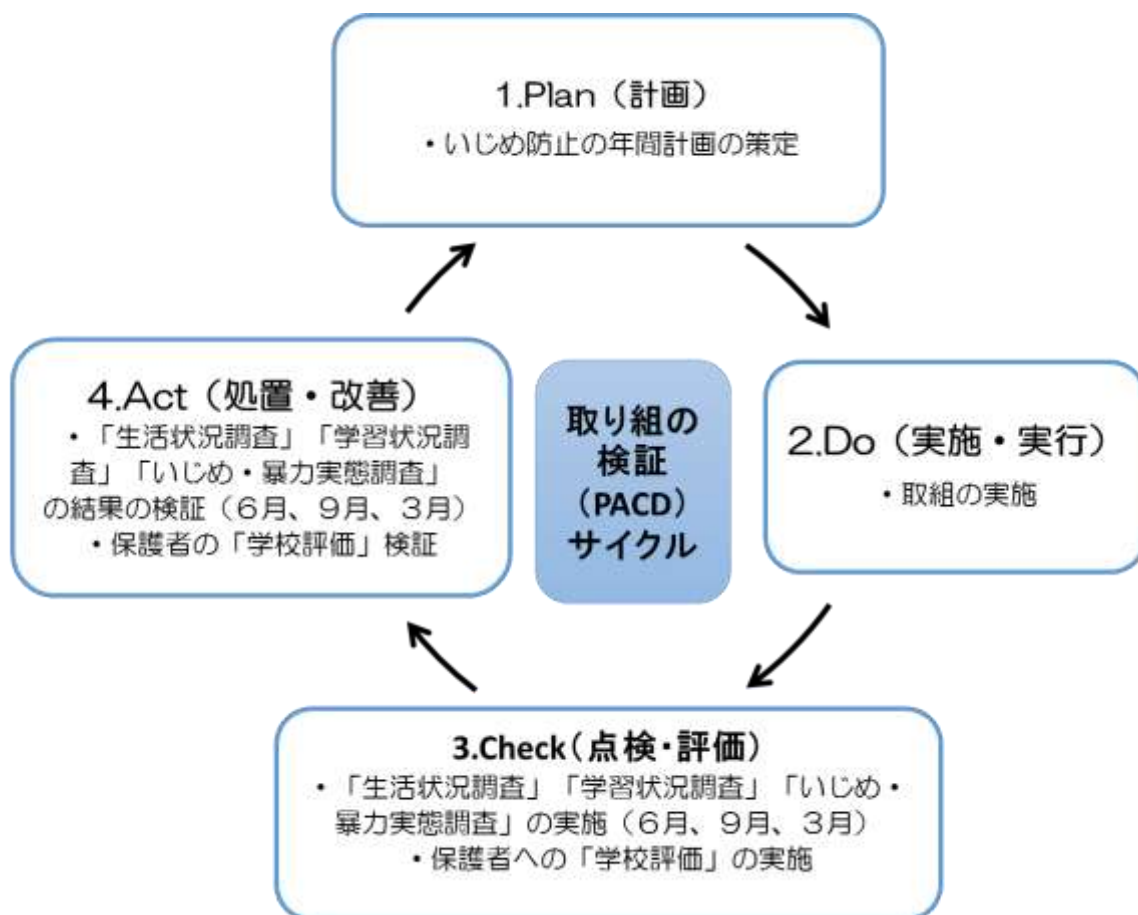
○ いじめ・暴力対策組織図



○ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



○ いじめ・暴力防止対策取組の検証（PDCA サイクル）



沖縄県立名護商工高等学校は

1. 「未然防止」

(いじめ・暴力を生まない雰囲気作り)

2. 「早期発見」

(いじめ。暴力の小さな芽を見逃さない)

3. 「迅速対応」

(被害者を徹底的に守り抜く、加害者に毅然とした適切な指導を施し、再発を防ぐ)

3つの取組でいじめ・暴力に対応します。

絶対ダメ！！いじめ・暴力